基本財産を処分するときの手続きについて

1 概要

基本財産の売却、交換、取り壊し、基本財産以外の財産への切り替え等(以下、基本財産 処分という)を行う際は、理事会及び評議員会の議決を得て、所轄庁の承認が必要となり ます。

2 手続きの流れ

- ① 理事会で基本財産処分の承認を得る。
- ② 評議員会で基本財産処分の承認を得る。
- ③ 市へ基本財産処分承認申請を行う。
- ④ 市からの承認を受け、基本財産の処分を実施する。
- ⑤ 定款から当該基本財産を削除するため、定款変更認可申請を行う。
 - →定款変更の手続きを参照
 - →基本財産処分に係る議案と基本財産を削除する定款変更に係る議案を同時期の理事 会・評議員会に諮ることも可能

3 基本財産処分承認申請書類一覧

	区分	不動産の 売却等	建物の 取り壊し	現金(基金) の取り崩し	備考
1	申請書	0	0	0	指定様式
2	理事会及び評議員会 の議事録(写)	0	0	0	原本証明要
3	財産目録	0	0	0	基本財産処分前の決 算年度のもの
4	不動産登記事項証明書	0	0	_	原本(1部は写しで も可)
5	残高証明書(写)	_		0	原本証明要
6	不動産の価格評価書 (写)	0		_	市町村、銀行発行の 評価書又は不動産鑑 定書等 原本証明要
7	売買価格等を証する 書類	0	_	_	売買(交換)仮契約書 (写)又は買取り確約 書(写)等 原本証明要

	区分	不動産の 売却等	建物の 取り壊し	現金(基金)の取り崩し	備考
8	売却金等の使途計画 書	0	_	0	
9	施設建設(改築)計画書	0	0	0	基本財産処分により 新たに施設建設(ま たは改築)を行う場 合に必要
10	図面	0	0	_	平面図・配置図(処分 物件を色分けするこ と)

[※]各2部提出してください。